

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(閣)

法第一号(衆議院送付)要旨

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情並びに最近における両地域の社会経済情勢にかんがみ、これらの地域の主体的な振興開発を促進するための所要の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限をそれぞれ五年間延長し、平成二十一年三月三十一日までとする。
- 二、それぞれの法の目的規定に、地域の自立的発展に資することを追加する。
- 三、国は、奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針をそれぞれ定めるものとする。
- 四、当該基本方針に基づき、鹿児島県は奄美群島振興開発計画を、また、東京都は小笠原諸島振興開発計画を定めなければならない。この場合において、鹿児島県又は東京都は、あらかじめ地域内の市町村の案の提出を求め、振興開発計画に当該案の内容をできる限り反映させるものとする。

五、国及び地方公共団体は、両地域の振興を図るに当たり、医療の充実、農林水産業の振興、地域間交流の促進及び人材の育成について適切な配慮をするものとする。

六、奄美群島振興開発基金を解散して独立行政法人奄美群島振興開発基金を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する所要の規定を設ける。

七、この法律は、一部を除き、平成十六年四月一日から施行する。